

大分市消防団教養訓練実施要領を次のように定める。

令和6年3月1日

大分市消防局長 渡 邊 信 司

大分市消防団教養訓練実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市消防団員（以下「団員」という。）の教養訓練に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教養訓練は、団員が自らの地域社会において消防防災の中核としてその役割を果たすため、規律を保持し、消防に関する知識や技能の習得を図ることを目的とする。

(教養訓練の区分及び種別)

第3条 教養訓練の区分及び種別は、別表第1に定めるとおりとする。

(教養訓練事務局)

第4条 消防団の教養訓練を支援するため、総務課に消防団教養訓練事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の責任者は総務課長とし、事務局を監督する。

3 事務局は、次に掲げる事項について処理する。

(1) 教養訓練に関する調査、研究、計画、企画立案

(2) 教養訓練に関する講師等の依頼及び調整

(3) 委託研修に関する事務

(4) その他教養訓練に関して必要と認められる事務

4 事務局は、教養訓練に関する事項について、総務課長が必要と認める場合、関係する所

属長及び方面隊長に協力を求めることができる。

(訓練指導員)

第5条 方面隊本部および分団に訓練指導員を置く。訓練指導員は、方面隊長又は分団長の

指揮により教養訓練を指導する。

2 訓練指導員の種別は、ポンプ操法指導員、訓練礼式指導員、火災防ぎょ指導員、防災指

導員とする。

3 ポンプ操法指導員は、大分県消防学校消防団員特別教育ポンプ操法指導員養成科を修了

した者をもって充てる。

4 訓練礼式指導員は、大分県消防学校消防団員特別教育訓練礼式指導員養成科を修了した

者をもって充てる。

5 火災防ぎょ指導員は、大分県消防協会消防団員指導員研修（火災防ぎょ指導員）を修了

した者をもって充てる。

6 防災指導員は、大分県消防協会消防団員指導員研修（防災担当指導員）を修了した者を

もって充てる。

(訓練指導員の配置)

第6条 方面隊長は、方面隊本部および各分団内に前条第2項の訓練指導員を配置できるように努めなければならない。

2 女性分団長は、前条第2項のうち訓練礼式指導員を女性分団内に配置できるように努めなければならない。

(安全管理)

第7条 別表第1に定める責任者は、教養訓練時、常に団員の活動状況等を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。

(消防団と消防局の合同教養訓練)

第8条 消防団は、消防局と合同で教養訓練を実施する場合、合同訓練申込書(様式1)を事務局又は管轄消防署に提出するものとする。ただし、消防局が、消防団に対して、教養訓練への参加を求める場合はこの限りではない。

2 消防局職員は、前項により消防団と合同で教養訓練を実施した場合、消防団教養訓練実施報告書(様式2)にて、総務課長へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、教養訓練に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

教養訓練区分及び種別

区分	種別	内容	責任者
特別教養	特別研修	全団員又は特定の団員 に対して職務遂行上必要 な事項について行う教養 訓練や研修	消防団長
一般教養	一般研修	団員に対して職務上必 要とされる知識や技術を 修得させるために行う教 養訓練や研修	師団長 方面隊長 分団長 部長 班長
委託教養	学校研修	消防大学校及び大分県 消防学校に派遣して行う 教養訓練や研修	方面隊長 分団長 (※1)
	実務研修	消防団活動に必要なとさ れる知識・技術の習得を図 るため、各種研修会、講習 会、学会、セミナー及びシ ンポジウム等に派遣して 行う教養訓練や研修	
	資格取得研修	消防団活動に必要な資 格および免許を取得させ るための研修	
自主教養	自主研修	団員が自ら能力開発や 自己啓発のために行う教 養訓練や研修	団員

※1・・・旅費等の公費に関する事項は総務課長とする。